

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北海道伊達高等養護学校 令和8年（2026年）4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の中の SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

北海道伊達高等養護
学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校HPを
御覧下さい。

いじめの未然防止、早期発見及び早期解消のための対策に関して総合的かつ効果的に推進し、生徒の尊厳を保持する。また、全ての生徒が、「自分が必要とされる存在である」と感じ、多様性を認め互いに支え合うことができる取組を進めるとともに、道と市町村及び学校と関係諸機関が一層連携し、迅速かつ組織的な対応を徹底することにより、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目的とする。

北海道伊達高等養護
学校
いじめ対策組織
の役割や活動

「学校いじめ防止対策組織」
構成員：教頭、生徒指導主事、当該学年主任、舎監、舎生活部長、各学年生徒指導担当、スクールカウンセラー、必要に応じて学校運営協議会の委員や弁護士、警察、外部専門家に協力を依頼
活動：(1) いじめ相談・通報の窓口
(2) いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
(3) 情報の迅速な共有、事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

- ・本校「学校いじめ防止基本方針」の周知や点検
- ・いじめアンケートの実施（年2回）
- ・生徒会によるいじめ防止動画（通年）
- ・校内巡視
- ・授業規律
- ・ネットパトロール

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和8年度の北海道伊達高等養護学校のいじめ対策組織担当は、佐々木 悠です。

連絡先 0142-25-5115（学校代表電話）

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電話） （メール）	0120-3882-56 sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	毎日 24 時間
北海道立特別支援教育センター（電話） （メール）	011-612-5030 tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	祝日・年末年始を除く平日 9～12時 13～17時
胆振教育局教育相談電話（電話）	0143-22-6594	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ

